

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和6年1月5日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等	
	○知事	●市区町村長等
2. 都道府県名	埼玉県	執行機関名
3. 市区町村名	加須市	
4. 届出番号		
5. 独自利用事務の事例番号	9-1	子どもの医療費助成に関する事務
6. 独自利用事務の対象者	子育て支援医療費対象児童	
7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日	令和5年12月13日	
8. 保護評価の実施の有無	1. 有	
9. 評価書番号	21	
10. 保護評価書の名称	子育て支援医療費に関する事務	
11. 保護評価書のURLリンク	<a href="https://www.ppc.go.jp/EvaluationDownload?fileKey=2.22356731855300753.2.21.2">https://www.ppc.go.jp/EvaluationDownload?fileKey=2.22356731855300753.2.21.2</a>	
12. 委任関係		

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	加須市子育て支援医療費支給に関する条例(平成22年加須市条例第135号)による子育て支援医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		加須市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第一 第8の項 加須市子育て支援医療費支給に関する条例(平成22年加須市条例第135号)による子育て支援医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法第1条	加須市子育て支援医療費支給に関する条例第1条
⑥事務の趣旨又は目的	全て(児童)は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、(適切に養育される)こと、その(生活を保障される)こと、(愛され、保護される)こと、その(心身の健全やかな成長及び発達並びにその自立が図られる)こと(その他の福祉を等しく保障される権利)を有する。	この条例は、(児童)が(必要とする医療を容易に受けられる)ようにするため、児童に対する医療費の一部を支給することにより、(児童の保健の向上と福祉の増進を図る)ことを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		加須市子育て支援医療費支給に関する条例(平成22年加須市条例第135号) 加須市子育て支援医療費支給に関する条例施行規則(平成22年加須市規則第97号)